

予算特別委員会会議録（２）（令和５年３定）			
日 時	令和５年　９月１４日（木）	開　　議	午後　１時００分
		散　　会	午後　４時３０分
場　　所	第２委員会室		
議　　題	付　託　案　件		
出席委員	前田委員長、中村（誠吾）副委員長、新井田・白川・松井・松岩・ 中村（吉宏）・面野・小池各委員		
説　明　員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書　　記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した前田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中村誠吾委員が選出されておりますことを、御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、松井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井委員が松井委員に、佐藤委員が中村吉宏委員に、高橋委員が面野委員に、中村岩雄委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎行政経営について

まず一つ目が、行政経営についてであります。

行政経営の在り方や考え方を定めた大綱や指針の策定について、第7次小樽市総合計画の中の総合計画の中間見直し作業の中で、必要性、有効性を見定めるという答弁がございましたが、市は行政経営の在り方や考え方の必要性や有効性をどのように受け止めているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室藤本主幹

行政経営の考え方についてでございますけれども、最小の資源で最大の効果を発揮しようとする行政経営の考え方につきましては、限られた財源と職員で多様な課題に対応していく必要がある本市の市政において、有効的な考え方であり、また、重要なものというふうに認識しております。

○松岩委員

行政経営の考え方や在り方自体の必要性、また、有効性ということは改めて分かりました。

それで、第7次小樽市総合計画の中間見直しで、基本構想改訂原案以外に、例えば、現在、議論されている小樽市自治基本条例でも検討、見直しが行われておりますが、そちらについては、行政経営についての議論はどのようにされているのでしょうか。

○（総務）企画政策室藤本主幹

現在、小樽市自治基本条例の見直しの必要性につきまして、外部有識者などによって構成される小樽市自治基本条例検討委員会において検討を進めているところでございますけれども、今後の行政経営の考え方を条文に反映させるべきかどうかなどについても議論してまいりたいというふうに考えてございます。

○松岩委員

一つ目の質問で、行政経営の在り方や考え方については、必要性や有効性を認めているという御答弁がございましたので、自民党としては当然、自治基本条例においても、その考え方や在り方が盛り込まれるものと考えております。今後の議論の経過だとかをしっかりと見守っていきたいと思います。

それから、民間活力導入を図る上で、市自らが積極的にアプローチする姿勢という答弁があったのですが、これ

はどういった姿勢なのでしょう。

○(総務) 企画政策室藤本主幹

企業が持つ経営資源や企業側のニーズ等と地域課題の解決という行政側のニーズを結びつけられるよう、例えば企業版ふるさと納税で申しますと、今年6月に開設した募集サイトと連携し、企業の共感を得るためのプロジェクトの準備を進めているということなどがございまして、今後とも積極的に企業への働きかけですとか、情報収集に取り組んでいくということでございます。

○松岩委員

これもどんな姿勢かというのは、いまいよく分からなくて、なかなか具体的なことがないとお答えしにくい部分があるのかと思うのですが、引き続き見守っていきたいと思います。

それから、今回の行政経営の質問の中で、私の提案的な部分としては、やはり機動的な職員配置や組織体制の在り方についてどのような検討があるのかという部分でございます。今回、別のところでした質問で、小樽公園再整備事業の総事業費の財源について、例えば企業版ふるさと納税を活用することも検討されているという話がございましたけれども、これは公園緑地課が担当ですが、公園緑地課で企業に対して寄附を募る作業だとか、企業との折衝をするだとか、そういったことを公園緑地課に対応させるというのは、もともとの事務の内容からして難しいのではないかと考えています。

そのような場合を想定すると、専門的に日頃から企業や団体とやり取りをする、対応する部署や人員の配置というのがあってもいいのではないかと思いますので、その辺りの検討についてお伺いしたいと思います。

○(総務) 職員課長

職員配置や組織体制の在り方ということのお尋ねでしたけれども、本会議の本答弁でもお答えしておりましたが、民間との連携ということで申し上げますと、これまでも各担当部署が対応してきておりまして、例えば庁内にまたがる包括的な連携などにつきましては、企画政策室が対応してきているというところでございます。

ですので、現状では、今の例示でありました公園の関係も、少し難しいのではないかとのお話でしたけれども、まず、そこは担当部署が対応する。そして、必要に応じて、ほかの部署の協力も得ながら対応するというのがまず基本になるのかというふうに思っております。

ただ、今後、民間の方々との連携協力ということをより一層スピーディーに進めていくということに当たりましては、それはどのような体制であるべきかということは、常に検証していかなければならないというふうには考えております。ですので、そのような民間との連携等を担当するような部署や職員配置ということも含めまして、現時点で具体的にこうしますということをお示しできるものはございませんけれども、市全体としての効果的な組織体制の在り方ということにつきましては、引き続き新年度に向けても検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○松岩委員

今回の質問の中で、スピード感とか、意思決定の違いというところが行政と民間でどうしてもあるというところを指摘しましたがけれども、今すぐにどうこうという話にならないというお答えでしたので、来年度以降にしっかりと反映していただきたいと思います。

◎小樽市総合公園再整備事業について

次に、小樽市総合公園再整備事業についてであります。

初めに、建設部が作成した再整備された小樽公園のイメージ図というのを見せていただいたのですけれども、こちらを公開していただくことは可能かどうかお聞かせいただきたいと思います。

○(建設) 公園緑地課長

ただいまの委員の御質問につきましては、第2次小樽市緑の基本計画策定時にあった要望など、これまでの市民

の方々からの要望を受けてのイメージであり、イメージ図につきましては、今後予定している小樽公園再整備での利用者として想定している子育て世代などの方々からのニーズを踏まえて作成する予定ですので、ニーズを反映させた整備案が決まり次第、公表してまいりたいと考えております。

○松岩委員

ニーズを反映させたということなのですから、そういうお答えだと、今までも市に対しては、市民から公園に対するいろいろな要望が来ていると思いますので、それを踏まえて、今、理想論的な図を作っていたと思うのです。そういうイメージ図を見せることで、市民にとっても非常に関心が高まったりとか、新幹線の新駅とか、第3号ふ頭基部の再開発もそうですけれども、やはり将来的にどうなるかまだ分からないけれども、こんなのがあったらいいよねという青写真、イメージ図というのをしっかり見せていくということが重要なのではないかなと思うのですが、現時点での公表というのは、それでも難しいのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

要望につきましては、あくまでも基本計画と基本設計を踏まえた中で、市民ニーズを反映させての整備案ということを考えてございますので、この整備案が決まり次第の公表を考えてございます。

○松岩委員

公表を公園緑地課でどういうふうに考えているかは分かったのですけれども、私が1個前にした質問です、まだ反映できていないとかというのは分かるのですけれども、現時点での青写真が公表できない理由をお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

現時点で作成したイメージ図と申しますのは、地形、その他の状況を精査しない状況での配置ということになります。したがって、これから選定される遊具次第では、配置等が大きく変わる可能性もございますので、そういったことを踏まえますと、先行してイメージを公開することにより、受け止められる方々の先入観に影響を与える可能性がございますので、公開は控えたいと考えてございます。

○松岩委員

あくまでイメージ図ということなので、そこで市民が誤解するとか、先行してしまうというのは少し違うのではないかなと。今後、市民ニーズを反映させていくということを事前に言っているの、例えばイメージ図にあったけれども、滑り台を造ろうと。市民ニーズを反映させた結果、造らなかったとかということも全然あり得ると思うのです。ただ、現時点で市が受け止めている市民ニーズを踏まえて、こんなのができたら理想的だな、財源的な部分だとか、土地、公園の状況から可能な範囲で最大限に反映させる。

見せていただいたイメージ図は大変すごく、いろいろな機能が盛り込まれていて、単に滑り台、ブランコを新しくしたというのではなくて、大規模に木を切って、芝の滑り台を造るとか、いろいろ具体的なことがあったので、それをまず市民に見せるというのは、すごく市民にとって喜ばれることだと思うし、今後の公園に対する市民のいろいろな機運も高まっていくのではないかと思います。これを踏まえて、検討していただけるという答弁でも私はいいと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

繰り返しの答弁になりますけれども、イメージ図の決定といいますか、作成につきましては、今後、行われる基本計画及び基本設計において作成するというのを考えてございますので、その業務の中で策定したイメージ図を公表してまいりたいと考えております。

○松岩委員

ちなみに今、公園緑地課で公開を予定している、計画が出る段階というのは、いつ頃の予定なのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

繰り返しの答弁になりますけれども、イメージ図というものの作成には市民ニーズといいますか、アンケート調査などの結果を踏まえたニーズを反映させての作成ということを考えてございますので、改めて申し上げますけれども、基本計画及び基本設計の中で作成し、その結果を公表してまいりたいと考えております。

○松岩委員

その基本設計だとかが出来上がる時期についてお答えをいただきましたかった。それがまだ分からないということであれば、分からないとお聞かせいただきたいです。

○市長

「魅力ある公園の充実について」という資料があらかじめ委員の皆さんに配付されているかと思いますが、その資料の中には、小樽公園再整備のスケジュール案というのが示されておりまして、このスケジュールでいきますと、今、第3回定例会で補正予算を審議いただくことになっておりますけれども、令和5年度中には基本計画、基本設計が出来上がることになっておりますので、松岩委員の御質問には、今年度中にはお示しできるような形で作業は進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○松岩委員

スケジュールなのですが、「魅力ある公園の充実について」の資料では、令和8年8月頃に供用開始というふうに予定されているのですけれども、少しでもスケジュールを前倒しすることができる可能性というのはあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

お示したスケジュール案につきましては、現時点では最短のスケジュールとして想定しております。

○松岩委員

そうしたら、これ以上、短くなることは基本的にはあり得ないということです。

それから、降雪時、冬にも利用できる公園となる予定なのかもお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

降雪時の利用につきましては、再整備を予定している一部のエリアにおいては丘陵地もあることから、降雪時においても、一部エリアでの利用について検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

それから、アンケート調査は全ての意見を反映させるというのは、はっきり言って不可能だと思いますが、多くの意見を聞くことで、小樽公園の再整備に関する市民の関心を高めることができるものと思うのですが、このアンケート調査というのはどのようなやり方で行う検討が今されているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

アンケート調査につきましては、子育て世代の方々を対象として実施することを考えており、実施に当たりましては、市のホームページによる周知やスマートフォンを利用した回答など、デジタルツールを利用した調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

それに関しては、今、小・中学生は1人1台タブレット端末を持っていますので、例えば市内小・中学生に一斉にアンケートを配信するというのも物理的には可能かと思いますが、関連部局と調整をぜひしていただきたいと思います。

それから、ワークショップの実施について、答弁では小学校低学年を対象としたというふうにあるのですが、これはどうして低学年を対象とされたのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

ワークショップの実施における参加者につきましては、小樽公園の再整備に当たる遊具施設の利用者として、主に親子連れや小学校低学年の子供たちを想定していることから、ワークショップの参加者につきましては、小学校低学年の子供たちを参加者とするものでございます。

○松岩委員

私の考えとしては、利用するのは小学校低学年が中心かもしれませんが、小学校高学年や中学生・高校生も、自分たちが小さいときにあったらよかったという意見を反映できるところもあったりするので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、財源について、企業版ふるさと納税以外に、クラウドファンディングや市内企業からの寄附などを受ける検討はされているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

小樽公園再整備における企業版ふるさと納税以外の財源につきましては、財源の可能性のある案件などについて、委員のおっしゃる市内企業からの寄附を受けることなどにつきましても検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

それから、小樽公園再整備の際に、飲食店やカフェなどが入るスペースを設けることは検討できるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

小樽公園再整備において、市が飲食店などの施設を整備することは考えてはおりませんが、キッチンカーの利用を可能とするスペースの設置などにつきましては検討してまいりたいとともに、パークPFIについても、公園の管理運営に要する市の経費削減が図られる可能性があることから、他都市の事例について調査研究してまいりたいと考えております。

○松岩委員

これから、ゼロから全て計画されるということなので、今検討するつもりはなかったという答弁なのですが、検討はしていただきたいと思います。

それから、ワークショップなどは小樽公園に対する愛着心の醸成や市民ニーズを把握する事業を実施する場合、現時点でのスケジュール、いつのタイミングでワークショップを行っていかうとお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

ワークショップなどの現時点でのスケジュールにつきましては、利用者の対象としている小学生や親子連れが計画に関わることで、小樽公園に対する愛着心の醸成につながるものと考えておりますので、基本計画等の策定期間中である令和6年2月から3月頃にかけて行ってまいりたいと考えております。

○松岩委員

今、小樽公園の件をずっと取り上げていましたけれども、それ以外の、いわゆる小さい住宅地にあるような公園は、第2次小樽市公園施設長寿命化計画の下で施設の適切な修繕、更新、計画的な長寿命化対策などの取組をこれまでも推進されているのですが、これらの小さな公園のリニューアルについてはどのように考えているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

街区公園などの小規模の公園につきましては、第2次小樽市公園施設長寿命化計画に基づいて、遊具の更新を継続してまいりたいと考えております。あわせて、遊具のほか、ベンチなどの修繕を行うことで利用者のニーズに応じてまいりたいと考えております。

○松岩委員

◎暑さ対策について

小・中学校の暑さ対策についてですが、保健室に設置された窓用エアコンやスポットクーラーなどを現在、整備されているとのことですが、保健室の温度はしっかりと下がっているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

保健室につきましては、大きな部屋ではございませんが、スポットクーラーや窓用エアコンにつきましては、室温が下がるまで少々時間はかかる部分はございますが、一定程度、室温が下がる経過や状況は見られるところでございます。

○松岩委員

暑さ指数31以上の場合は、屋内外での運動が原則禁止ということになっているそうです。来年度以降、例えば体育の授業や部活動、運動会などの学校行事では、暑さ指数31以上の場合は中止、延期をしますというようなただし書がつくのが当たり前の時代にもしかしたらなるのかもしれないのですが、今年の暑さ対策で減じた授業時数は、そう多くはないのかと考えられるのですけれども、来年も同様の暑さであった場合に、教育活動にはどのような影響があると考えられますか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

暑さ対策をすることでの教育活動への影響についてですが、授業時数については、各学校とも年度途中の学級閉鎖等に対応するため、余剰時数を設けて教育課程を編成し、実施しております。

体育の授業を他の教科に振り替えたときには、後日、改めて体育の授業を実施したり、午前授業にしたときには、その後の悪天候や新型コロナウイルス感染症等による学級閉鎖の実施を踏まえて、各学校長が総合的に判断して、授業の回復に努めておりますので、大きな影響を与えるものとは考えておりませんが、特に暑さの厳しい時期には、今年度のように体育を他の授業に振り替えたり、授業を行う場合でも、児童・生徒の健康状態に常に注意を払うなど、工夫が必要であるという意味での影響があるものと考えております。

○松岩委員

それから、教育委員会としては、冷房設備の整備は普通教室を優先に行いたいという御答弁だったのですが、現在の普通教室に室温を確実に低下させられる冷房設備の設置は物理的に可能なのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

室内機を天井につるすとか、または壁つけする方法につきましては、物理的には可能というふうに考えてございます。

○松岩委員

そうすると財源面だけが心配になるということなので、そこはしっかりと市長も対応されるということだったので見守りたいと思います。

その場合の整備費用は超概算費用で大体どのぐらいかかる見込みなのか。

また、現時点での国や北海道との財源に関するやり取りの状況について改めて伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○（教育）施設管理課長

優先したい市内の小・中学校の普通教室数につきまして、304教室ございますが、現在、冷房設備の種類ですとか、整備手法などにつきまして鋭意検討を行っているところでございますので、現時点で金額についてお示しすることはできません。

当工事につきまして、交付金の活用について、北海道へ確認するとともに、北海道市長会ですとか、北海道都市教育委員会連絡協議会から国に対して、学校施設への冷房設備の整備に関する緊急要望を道内の自治体連名で行っ

ているところでございます。

○中村（吉宏）委員

◎高齢者のお買物支援について

まず、本年第2回定例会で質問しました高齢者のお買物支援について伺います。

以前、石山町会の御協力で実証実験を行ったということでありました。課題も幾つか示されている中で、法令的な課題としては、貨物自動車運送事業法などの法令をクリアしなければならない課題があるということでもありますけれども、これについて今後の実現可能性を踏まえて、当時の答弁では引き続き検討をしてみたいという御答弁でしたが、その後の検討の状況などがあればお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

さきの第2回定例会以降、現段階では、まだ研究の段階にとどまっている状況です。

○中村（吉宏）委員

差し支えなければ、お示しいただける範囲でどのような研究なのか、お示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

一応、研究の内容ですけれども、主に情報収集です。そういった部分で、例えば7月に香川県丸亀市の市議会議員の方が来られたときに、丸亀市の移動支援など、先行事例で取組があったと資料で見えていたことがありますので、お越しになったときに逆に、どのような感じでやられたのかとか、現在の状況などのお話を聞いたりとか。また、7月28日には、北海道市長会の介護保険主管者会議というものがありまして、その中で滝川市が情報交換事項として、高齢者の通院、買物、通いの場への移動支援についてアンケート的なもので道内35市に、こんな部分の取組状況について伺ったのがありまして、そういった資料を参考にしました。

あと、例えば、8月中旬に、民間事業者で宅配や移動販売されている、一つの業者なのですけれども、その地域政策推進室のマネジャーの方もお越しいただいて、こちらの生活支援体制のコーディネーターと一緒に、小樽市での事業展開などをお聞きしたりするなど、そういった部分は参考にさせていただいたという状況であります。

買物支援という部分で、実証実験だったり、移動支援に限らず、そういったことも含めての検討というか研究といった形になっております。

○中村（吉宏）委員

いろいろ研究していただいているということで、引き続きお願いしたいと思います。私も情報収集に努めてまいります。

◎石狩湾新港における洋上風力発電に関連して

続いて、石狩湾新港の風力発電に関連した質問させていただきます。

今定例会の一般質問で行わせていただきました。今、固定資産税の関連で、石狩市との協議が行われているということでもありますけれども、まず一つ、公有水面の市域についての小樽市の考え方というのを、今日は資料要求もしていますけれども、もう一度、お聞かせいただけますか。

○（財政）資産税課長

公有水面における境界線についての本市の考え方でございますが、公有水面における行政界設定の判例では、各自治体との最短距離が等距離となる点を結んだ線を公有水面における境界線とする考え方を基本とすることが示されておりますので、この考え方に基づき、当該地域の海岸線が直線に近いと、両市の境界線の海側先端から海岸線に対して垂直に引いた線を固定資産税を案分するための境界線とすることが適当であると考えております。

現在確定しております両市の境界線は、石狩湾新港の中央水路の中心線で、中央水路の海側先端までは確定しておりますので、この先端部分から海に向かって海岸線に対して垂直の線を引くという考え方でございます。

○中村(吉宏)委員

今説明いただいたのが、今日、資料要求しました関係図面ということになると思います。

では、この関係図面、特に北防波堤周辺に風車等が設置されるということでありますけれども、まず固定資産税の対象物となるものについてお示してください。

○(財政)資産税課長

固定資産税の課税客体でございますけれども、風力発電設備における海域におきましては、風車の部分と海底ケーブルの部分の部分が課税客体になるものと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

いわゆる境界を設けた際に、これから建設されるであろう風車と海底ケーブルについて、まだ金額とかは分からないと思いますが、建設されるものの何割ぐらいが小樽市が対象とする固定資産のものになるのか、少しその辺をお聞かせください。

○(財政)資産税課長

仮に小樽市の考えに基づいた場合の海域における配分の割合としましては、現在の資料に基づいた大まかなものになりますけれども、風車部分は14基中10基が小樽市の配分になると考えられますので、小樽市が71%程度、ケーブル部分につきましては、小樽市が80%程度と考えられます。

○中村(吉宏)委員

一般質問でも申し上げたとおり、小樽市も石狩湾新港の開発には相当の費用と労力をかけてきております。

そういう中で、小樽市の主張は先ほど示していただきました。逆に協議をしている中で、石狩市側の主張というのを示せる範囲でお示しいただけますか。

○(財政)資産税課長

現在、石狩市から示されている石狩市の考えは、石狩湾新港港湾区域の周辺海域では、石狩湾漁協が共同漁業権を有しており、石狩湾新港公園区域内においても石狩湾漁協が特別採捕の許可を取って実行しているため、石狩市に課税権が生じるという考えでございます。

○中村(吉宏)委員

漁業権を主張するのは分かるのですが、境界等また固定資産の主張としては少し法的にもいろいろ妥当なのかという思いはあります。

いずれにせよ、一般質問でも伺いましたが、ただいま協議中で、北海道も含めての協議を行っているということによろしいですね。

○(財政)資産税課長

そのとおりでございます。両市の協議は継続中ございまして、北海道も協議に加わっている状況でございます。

○中村(吉宏)委員

私が伺っても判例の存在もあるということでした、小樽市が主張をしている主張の仕方、内容は極めて妥当であり、社会通念上も本当に適合する話だろうと思いますので、ぜひとも、この先も小樽市としてこの主張を継続して、主張し続けていただきたいと思いますのですが、この点についていかがでしょうか。

○(財政)資産税課長

小樽市として調べた現時点の状況としましては、先ほど御説明したとおりの考えでございますので、現行では、この考えを小樽市の考えとしているところでございます。

○中村(吉宏)委員

現時点でということとは、少し確認ですけれども、よほど説得力があり、合理性が満たされるような相手側の主張があつて、その協議で全体的に落ち着くようなものでもない限りは、この主張を続けるという認識でよろしいの

でしょうか。再確認です。

○（財政）資産税課長

現在の小樽市の考え方は、小樽市として調査して考えた結果でございますので、もし小樽市で調査できていない何か他の考え方なるものが、もし今後、生じた場合には、その考え方を小樽市が合理的だと考えることがあれば、変わることも可能性としてはあるかと思います。

○中村（吉宏）委員

それ以上、何かの条件が出てくることは今のところはないので、引き続きしっかりと主張していただいて、市民の皆さんのためにも、この先の協議をお願いしたいと思います。

◎市内看護学校の今後とウイングベイ小樽について

次に、市内看護学校の今後とウイングベイ小樽についての質問です。

今回の一般質問でもお伺いしましたが、開設場所等の質問もしてまいりました。今回の質問の中で、開校までの準備とその時期についてお伺いしたのですけれども、御答弁の中では、開設場所が決まり次第、学生の確保に関する対策、それから実習の病院、講師の確保を行いたいということであります。令和6年度から7年度にかけて、北海道に対して学校設置に係る手続を進めるということなのです。

突っ込んでお伺いしたいのですが、開設場所はまだ決まっていないということでありまして、具体的にいつぐらいというめどを立てているのかどうか、お示しいただけますか。

○（保健所）次長

新しい看護学校の開設場所はウイングベイ小樽で決定なのですけれども、現時点で明確な時期を示すことが難しいという状況にあります。現在、ウイングベイ小樽の入居に係る経費、これはイニシャルコスト、それからランニングコスト、あと、入居条件を含めてなのですけれども、これについて慎重に精査しているところでございます。

ウイングベイ小樽で看護学校を開設するに当たって、看護学校としての必要な要件を改めて北海道に確認する必要があります。通常、認可を受けるために必要な要件なのですけれども、開設者、設置者が北海道に確認してやることなのですけれども、運営法人だけではなくて、今回は保健所も一緒に北海道庁の所管部署に伺って対応することとしております。できるだけ作業を急ぎ、進めまして、早い時期に結論が出せるように作業を進めたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

それで、学生の確保の対策、それから、実習病院の確保、講師の確保という3点も上がっているのですけれども、これらについても、こういう方法でやりましょう、こういう方針でいきましょうというものは、ある程度、見えているのか、できているのか、この辺をお示してください。

○（保健所）次長

まず学生の確保についてなのですけれども、学生で考えられるのが、将来に看護学校への進学が想定される現在の高校生に対するPRが必要なのかというふうに考えております。市内、それから、近隣の市外の高校へ学校訪問いたしまして、PRをするということを想定しております。

ただ、やはり看護学校の開設場所が決まらないとPRを行うことができないので、開設場所を決定次第、すぐPR活動ができるようにしたいというふうには考えております。

それから、実習先の病院です。運営法人において、市内の幾つかの病院を訪問しまして、新しい看護学校を設立する趣旨などを説明して、今後の依頼に向けた情報提供を開始しているというふうに聞いております。

それから、講師の確保なのですけれども、常勤の講師が全部で9名必要になります。この人員としては既に確保できているというふうに聞いています。

常勤講師の資格として必要な要件というのが、保健師または助産師、もしくは看護師の資格を有する人、この資

格が絶対に必要だということです。その上で、看護学校の教員として必要な研修、北海道で1年間程度の研修を受けて教員の資格が得られるらしいのですが、この9名のうち2名が現在、研修を受けている最中ということで、人員としては確保できているというふうに聞いております。

それから、このほかにまだ確定していないのですけども、非常勤講師は現在の看護学校でも、延べ人数で、70名程度の講師に非常勤講師を引き受けていただいているということで、これらの非常勤講師の方々に、新しい看護学校においても引き続き非常勤講師を務めていただけるように打診を始めているというふうに聞いております。

○中村（吉宏）委員

今お話を伺っていると、一番肝腎なのは場所の問題ということかと把握いたしました。

いずれにせよ、今、近いうちにというお話がありましたけれども、令和8年4月の開校であれば、逆算していくとやるべきことというのは必然的に見えてくるので、あと、一般質問でもお願いしておりましたが、本当に小樽市内、ひいては周辺市町村を含めて、医療のこれからの継続についても非常に重要になってくる案件だと思いますので、法人、民間がやることですから、どこまで市が関与できるのかという問題もありますけれども、なるべくしっかりとスピード感を持って御対応いただきたいと思います。

今、北海道に令和6年度から7年度にかけての学校設置に係る手続を進めるということですけども、これについてどういった手続があるのか、概要で結構ですので最後にお示しいただけますでしょうか。

○（保健所）次長

具体的な手順は、私どもも少し再確認しなければならない部分なのですが、まず施設として備えるべき要件を確定させる必要があると。そして、それに基づいて看護学校の工事を行って、工事が完了した段階で、現地調査というのがありますので、その現地調査を経て、初めて最終的な認可が下りるというふうに理解しております。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、申請といいますか、届出してから結構な時間もかかってくると、北海道とのやり取りがあるということですので、本当に開校のエンドからしっかりと逆算した形でタイムスケジュールを管理していただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○新井田委員

◎視覚障害者の情報取得について

一般質問で質問させていただきました視覚障害者の情報取得について、改めてお伺いさせていただきます。

視覚障害者の情報取得のバリアフリー、ユニバーサルデザインという観点から、音声コードというのはかなり重要なものと認識しております。しかしながら、あまり目にしない現状があり、それはまだまだ普及されていないということかと考えます。音声コードについては、身近に認識している公共的なお知らせとして、マイナンバー通知の封書がありました。また、日本年金機構では平成30年度より、視覚障害者を事由として、障害年金を受給している方へ毎年1回、6月にお送りする年金振込通知書などに音声コードを印刷してお知らせする取組を開始されているようです。

昨日の一般質問の御答弁で、本市における音声コードが付与されている公的なお知らせや通知の事例として、一

つ、障害福祉サービス利用の手続案内、二つ、介護保険料額決定のお知らせ、三つ、介護保険負担割合証送付のお知らせ、四つ、介護用品購入助成券交付決定のお知らせとありました。

これらに関しては、本市から発行している書面や封書で常に音声コードが付与されているお知らせや通知ということでしょうか、もしくは、受け取る方の御指定で付与しているということでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

音声コードの文書付与の方法でございますけれども、基本的には、音声コードを必要とする方からお申出いただきまして、音声コードを文書に付加してお送りしておりますが、一度お申出いただいた方につきましては、次回からはお申出いただかなくても自動的に音声コードを付与してお送りすることとしてございます。

○新井田委員

申し込んだら、継続的に付与するということでお答えいただきました。

それでは、これらの四つは内容が記載された印刷物に音声コードをつけていて、切り欠きも入っているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

音声コードが入った文書でございますけれども、文書の右下の辺りに音声コードを印刷いたしまして、音声コードの真横のところに半円形の切り欠きを入れて送付することとしてございます。

○新井田委員

その音声コードを付与されているお知らせや通知を実際に受け取られて、音声コードを利用されている方の御意見などはお聞きしたことはありますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

利用者の方からの御意見でございますけれども、ここ3年のことでございますけれども、特に御意見というのは寄せられてございません。

○新井田委員

視覚障害者の方が自ら情報を得る方法として、市のホームページの本文を読み上げる機能もあり、広報おたるの内容を収録した音声データもホームページからダウンロードすることが可能と。また、広報おたるや議会だよりの点字図書館が録音したCD版または点字版を作成し、希望者へ郵送しているとの御答弁をいただいておりますが、ホームページのダウンロードやCD版、点字版の利用状況というのは分かりますでしょうか。令和2年度から各年度の実績が分かればお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

広報広聴課に確認したところでございますけれども、市のホームページからの広報おたるの音声データのダウンロード数は把握していないとのことでした。

また、広報おたるの年度ごとの点字版と音声版をお送りしている人数でございますけれども、令和2年度は、令和2年11月時点で、点字版が5名、音声版が15名。令和3年度は令和3年11月時点で、点字版が4名、音声版が14名。令和4年度でございますが、令和4年11月時点で、点字版が4名、音声版が14名ということでございます。

議会だよりににつきましては、過去のデータが不明とのことで、直近の人数でお答えいたしますけれども、点字版が3名、音声版が8名でお送りしているということでございます。

○新井田委員

それらの各音声データやCD版、点字版は、提供される情報としては、冊子で配布されている情報と同じ情報量が提供されているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

点字版や音声版の作成を担当してございます点字図書館に確認しましたところ、小樽市のホームページに掲載し

ている広報おたるの音声データにつきましては、全部を朗読し掲載しているとのことでした。音声版のCDは、1回当たりCDを2枚でお送りしているそうなのですが、CDに録音できる時間数に制限があるということでごさいます、1枚当たり約70分音声が入るのでありますが、制約上、全ての情報を収録することができない場合がありますので、一部の記事につきましては収録しないことがあるとのことでした。

広報おたるの点字版につきましても、やはり枚数が多くなるということでごさいます、同様に点字版につきましても一部の記事は収録しない場合があるとのことでした。

また、議会だよりにつきましては、音声版、点字版とも全文が翻訳されているということでごさいます。

○新井田委員

そうしたら、障害福祉の窓口にはCD版や点字版の資料などは何か常備されていたりするのでしょうか。例えば、広報おたるとか、障害者向けのガイドブックなど。

また、それらを窓口で求められたりしたことはありますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

市役所の福祉総合相談室の障害福祉課の窓口には、毎月の広報おたるのCD版のものを常備いたしまして、希望者に貸出しをしているところでごさいます。

また、政府広報、こういった書類を政府で作っておりまして、これには点字と音声コードは1冊のものに両方載っているのですが、こういったものも希望者に貸し出し、閲覧などしていただいているところです。

ただ、その他の文書につきましては、音声版や点字版で提供しているものがございませし、御要望なども近年はないところでごさいます。

○新井田委員

本市において、平成22年度から音声コードの付与を実施しているとのことでしたが、現在は希望する方へ音声コードを付与しているとのこと、その理由として、対象者の特定の困難と対象者ごとにお知らせする内容も異なるとのこと、個別に音声コードを作成して対応されているとのこと、確かに広報おたるのような皆さんに共通する情報のようなものならまだしも、個別への情報となるとそう簡単にはいかないということも分かりました。

音声コード作成のためのソフトも導入されているかと思いますが、いつ頃に導入されて、導入から現在までソフトの更新というのはされておりますでしょうか。

また、音声コード作成に当たって、実際の作成作業というのはどのようなものなのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

音声コードの策定ソフトの導入時期でごさいますけれども、人事異動などによって当時に担当した職員が福祉総合相談室に今はいないものですから、正確な導入時期というのは把握することはできませんでした。

ソフトウェアにつきましては、バージョンアップがございまして、平成29年度にバージョンアップが行われましたので、その時点で更新したところでごさいます。

また、作成の具体的な方法でごさいますけれども、ワードで文書を作成いたしまして、音声コードの作成ソフトを起動いたしましたら、ボタン一つ押せば、数秒で音声コードの二次元バーコードが出来上がるというようなことで、手間的にはそんなにかからないものでごさいます。

○新井田委員

平成22年第2回定例会の予算特別委員会での千葉前議員の質問に対して、音声コードというのは非常にデリケートなもので、印刷の位置の微妙なずれですとか、印刷した後にトナーの上を不用意に触れてしまうと読めないといった状況になると。また、作った文書を1回1回チェックして、うまく読むことを確認しながら送っているという実態があるとありました。

実際にこの音声コードを見ると、非常に繊細な作成の印象があったのですが、現在は作成に当たって、そ

ういった印刷の位置の微妙なずれ、また印刷後に触れて、音声コードが読めなくなってしまうたり、1回1回の文書の音声コードの読み確認作業というのはされていますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

音声コードでございますけれども、御指摘ございましたとおり、インクの汚れですとか、にじみなどございますと正確に内容を読み取ることができませんので、私どもが一度コードを作りまして、正しく内容が収録されているかどうか1回1回チェックを行って、正しくできていないものであれば印刷し直しなどの作業を行ってございます。

また、変換ソフトの性能も限界がございまして、やはり変換ミスだということもございますので、その場合は、漢字を平仮名に直して作成し直したり、句読点の位置なども調整したりして、正しく読み上げるように微調整を行っておりますので、当時と苦労は変わっていないところでございます。

○新井田委員

やはり繊細なものというか、ボタン一つで、ぼんとはいかないということが分かりました。

音声コードというのは、もともと日本の技術から作られたもので、今、国際基準に向けて普及を推進しているようです。国内でも少しずつ導入する自治体も増えてきているようで、福島県郡山市では全庁的に、また愛知県内でも各市でも導入されてきているようです。それは、スマートフォンに「Uni-Voice」というアプリを入れることで音声コードを読み込めるようになったというのが大きいようです。

本市でも、視覚障害者の方に向けた情報取得の整備を着々とされてきているかと思いますが、今回質問した音声コードも含め、改めて見直し、整えた上で様々実証していくのはどうかと今回、質問をさせていただいているのですけれども、防災の観点からも情報の取得の重要性があると考えます。

情報取得のバリアフリーという部分で、苫小牧市では、ホームページ上にて音声版の防災ハンドブックを掲載している事例があります。ホームページ上で、地震が起きたらどうするとか、津波が起きたらどうするなど、津波や洪水、土砂災害などのハザードマップの音声版も、やはり樽前山があるため火山災害関連のものも各項目ごとに音声が開けるようになっております。

一般質問の御答弁でも、本市の考え方として、音声コードの活用を進めてまいりたいというお答えもありました。まず、いち早く導入していた音声コードの活用を皮切りに、障害者の情報取得に対するバリアフリーも幅広く今後、検討、推進をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

委員の御指摘のとおり、視覚障害、ほかの障害もそうですけれども、障害のある方の情報取得というのは非常に重要なことでございますので、今、福祉部門の通知をメインで音声コードなどを使っているのですけれども、他の部署からのお知らせなどにも音声コードの活用などを進めていくことが必要と考えてございます。

また、視覚障害の当事者の方からの意見を伺いながら、こういった文書に音声コードなどを活用するのがふさわしいのか、担当部署とも協議いたしまして、必要に応じて音声コードの活用マニュアルの作成ですとか、担当者向けの説明会など、音声コードの推進方策を検討してまいりたいと考えてございます。

○新井田委員

◎小樽市内の認可保育所・認定こども園について

次に、小樽市内の認可保育所・認定こども園について少しお伺いいたします。

入所状況についてですが、入所待ち児童が63名ということでしたが、入所待ちになっている理由は様々あるかと思いますが、何事例かでもよいのでお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

入所待ちの要因ですけれども、主な要因は保育士不足となっております。そのほか歳児別に保育所の定員が設定されておりますが、施設全体の空きがありましても、歳児別の定員がいっぱいで入所できないという場合もござ

います。

○新井田委員

国の保育士配置基準に満たした配置状況と、保育士資格を持たない保育の仕事を補助されている方の雇用との兼ね合いなのですが、一概に施設ごとでの状況は違うかと思いますが、国の保育士配置基準を満たしていても、保育士資格を持たない保育の仕事を補助されている方も雇用することで、より安心・安全な保育ができているということでしょうか。それとも、そもそもがやはり先ほど言われたとおり保育士不足に変わりではなくて、保育の仕事を補助されている方の雇用をされているということでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育補助の雇用ですけれども、やはり保育士不足で現場の手が足りないからということが主な理由にはなろうかと思いますが、この補助員の資格がないことから、例えばクラス担任になったり、1人で保育を行うといったことはできませんが、保育士業務の手助けを行うことで保育士の業務負担というのは軽減されますので、それによって一人一人の子供に向き合う時間が増える、そういった意味で、安心・安全な保育にはつながるものと考えております。

○新井田委員

御担当課の皆様は本当に手を尽くしていただいて保育士確保に向けて常に取り組まれているかと思いますが、なかなか厳しい状況かと思えます。

少し違う観点からですけれども、保育士不足という部分を抜きにして、国の保育士配置基準に対して、実際に働かれている方を拝見されている、もしくは、各施設の状況を所長や園長からお伺いすることがあるかと思いますが、現場レベルで国の保育士配置基準は現地の状況に合っているかどうかはいかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

国の配置基準に対する見解というところだと思うのですが、保育需要がなかなか減らない中、近年では特別な配慮や支援が必要な子供も増えている状況でございます。

また、おむつ替えですとか、着替えを例に挙げましても、昔は、みんながいるその場で行っていたところですが、今はほかの子供から見るところではそういったことを行わないなど、子供の人権に配慮した適切な保育の仕方というのが求められております。こういったことから、昔と比べますと、保育に係る業務負担というのは増えておりますので、現行の国の配置基準ですけれども、現在のそういった保育を取り巻く環境ですとか、現場の実情には伴っていない部分があるものと考えております。

そのため、一人一人の子供向けには適切な環境の下で保育していくためにも、現行の国の配置基準を見直すことは必要だと考えておりますので、これまでもそういったことを北海道市長会を通じて、国へ要望を行っているところではございます。

○新井田委員

保育室で働く皆様や関係部署の方々の日々の奮闘に感謝し、現時点での本市の現状を確認したくお伺いさせていただきます。

○白川委員

◎街路防犯灯について

助成限度額の見直しについて早急に検討していただけることとなりましたが、御答弁でもありました円滑な更新が実施できるよう平準化を図ってまいりたいというのは、既存街路防犯灯LED化推進事業で平成27年度から令和2年度までの6年の期間があったと思うのですが、その6年の期間で平準化を行うとの認識でよかったか、お聞かせください。

○(建設)庶務課長

LED電灯の時期の更新期間につきましては、既存街路防犯灯LED化推進事業により平成27年度から令和2年度で更新を進めてきたところでございますので、これをLED電灯の耐用年数10年から15年を単純に当てはめて考えますと、古いもので令和7年から、また新しいもので令和12年から更新が始まるということになります。

ただ、お尋ねの更新の期間なのですけれども、今後は町内会が独自で持っている更新計画ですとか、また、更新に対する考え方をお聞きして、こういったものを参考としながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○白川委員

町内会の更新計画と考え方を参考にさせていただけるということで理解いたしました。

続いて、助成限度額の見直しについてなのですが、各町内会の方々が非常に注目しているところでございますが、財源を考えると、どのぐらいの規模感で限度額が見直されるのか、町内会の方々からすると希望と現実の間にいる状況となっているのかというふうに考えています。

現時点で答えられる範囲で結構なのですが、分かればどのぐらいの規模感なのか、1灯当たりでお願いいただくことは可能でしょうか。

○(建設)庶務課長

1灯当たりの助成限度額につきまして御質問いただきましたけれども、これにつきましては、本会議におきましても市長からも御答弁差し上げたところでございますけれども、街路防犯灯の主流となっております20ワット相当におきまして、現在の助成割合を決定した当時の更新費用というものが3万円から4万円程度だったということから、補助率2分の1、助成限度額1万6,000円ということとさせていただいていたところでございます。

しかし、現在の市場価格では、設置費込みの平均価格は1灯当たり6万円から7万円ということになっておりますので、更新費用が2倍程度になっておりますので、そうしたことを踏まえて1灯当たりの助成限度額を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○白川委員

街路防犯灯を多く設置されている町内会の皆さんからすると、非常に大事な部分だと思いますので、新しい情報がありましたら発信していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎男性トイレ用のサンタリーボックスについて

続いて、男性トイレ用サンタリーボックスについてお伺ひしたいと思ひます。

サンタリーボックスとは、女性の方であれば、生理用品などを捨てる目的で女性トイレに設置されていると認識されています。一方、男性トイレには設置されていないことが多く、他市ではサンタリーボックスがなくて困っている男性がいるというお話を伺ったことがございました。

本市では、例えば市役所ではそのような声は上がっておりますでしょうか、お聞かせください。

○(総務)総務課長

サンタリーボックスを男性トイレに配置されていること等に関する要望、困っているという声についてですが、市役所本庁舎では、私では把握していない、直接は聞いてございません。

○白川委員

サンタリーボックスが男性トイレには設置されていないことが多く、前立腺がんや膀胱がんを患った男性の方が使用済みの尿漏れパットなどを捨てる場所に困るケースが生じていることを伺っております。近年、日本の食文化が欧米化してきたことが原因で、国立がん研究センターが示した2019年の統計によりますと、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えていると言われております。

全国的な前立腺がん、膀胱がんの罹患の状況はここ5年でどのくらいいらっしゃるのか、その数からはどのよう

な傾向が見られるか、お示しいただけますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

前立腺がんと膀胱がんの状況ということで、過去5年ということで委員がおっしゃいましたけれども、国立がん研究センターで公表しております、がん統計の直近2019年のデータしかございませんので、こちらについてお答えさせていただきます。

前立腺がんの部位別の罹患数につきましては9万4,748例、5年間の生存率については99.1%、膀胱がんにつきましては、部位別の罹患数が2万3,383例、5年間の生存率につきましては73.3%という状況になってございます。

○白川委員

今の御答弁からすると、罹患されている方が治療の末に社会復帰されているということが確認できたかと思いました。

この前立腺がんや膀胱がんの手術後なのですけれども、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなるということから、おむつや尿漏れパットを着用する方が多いというふうに向っております。このような状況にもかかわらず、男性トイレの個室にはサンタリーボックスの設置が進んでいないという話を聞いており、パットなどを捨てる場所がないために外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ない人が多くいるそうでございます。

一般社団法人日本トイレ協会が昨年2月に実施したアンケートでは、尿漏れパットや紙パンツを使う男性の約7割が捨てる場所がなくて困っていたとの回答がありましたが、パットを着用している男性からは、恥ずかしさからなかなか声を上げられない。これは先ほど1問目に聞いた、市役所内でそういった声がなかったという部分にも通じるものがあると思うのですけれども。一方、当事者以外の男性は問題意識を持ちづらい部分がありますことから、男性トイレにサンタリーボックスの設置が進まないのではないかと考えます。

本市として、アンケート結果についての所感をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

今の御質問でいただきましたアンケートに対する所感ということでございますが、困っている方の割合、また、困っている方が要望を上げづかった理由と、そういったものを考えますと、男性用トイレにサンタリーボックスを置く必要性というのは感じるところでございます。

○白川委員

男性トイレ用サンタリーボックスには、赤ちゃんのおむつ替えをするお父さんや、そのほかにLGBTなど性的少数者への配慮にもつながるとの考えも認識されております。デリケートな問題になるので男性も声を発しにくいと考えます。安心して外出できる環境づくりのためにも、男性トイレ用サンタリーボックスが未設置であれば設置することを、設置してあるのであれば設置してあることを広く周知することを望みますが、本市の男性トイレの各個室にサンタリーボックスが設置されているか、また、設置されている場合、どの施設に何か所設置されているかをお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

市の施設の中での設置状況というお問合せでございますが、市全体の施設ということは、誠に申し訳ございませんが現段階で把握しておりませんので、今お答えさせていただきますのは、市役所本庁舎の状況ということで答えさせていただきますと思います。

市役所本庁舎の中で、男性が利用可能な個室トイレという中で、サンタリーボックスの設置されておりますのは、男女共用になりますが、別館1階にございます身体障害者用トイレのところのみという状況でございます。

○白川委員

障害者用のトイレに1か所という部分は、これは私の個人的な話になるのですけれども、昔、痔を患ったことがあって、手術して完治するまでの間は通院しながら治療を続けていたのです。その間お尻にガーゼを当てて過ごす

日々を過ごしていきまして、ガーゼを交換した後のものの対処に困っていた部分があって、それをやるのにはやはり障害者用トイレに入らなければいけないこともあって、出入りするときに、必要ないのではないかと思われるような感じが周りの視線から感じ取られる部分もありましたので、そういった個人的な過去の経験から、設置は進めたほうがいいのかと考えております。設置を進めることで、膀胱がんなどの疾患によるパットの利用者が安心して男性トイレを利用していただけたと考えております。他市でも、こういった取組は既に広がりを見せておりまして、公共施設に限らずに商業施設でも、そういった採用事例が確認されている部分がありました。

男性トイレ用サニタリーボックスの設置は、本当に安心してトイレを使ってもらうのが目的でありますので、早期の設置実現について、本市のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

本市における早期の設置という御質問でございますが、先ほどの答弁にも通じますように、市内公共施設全般ということでございますと、利用者の方の度合いですとか、必要性といったようなことについては、検討が必要かというふうに思っております。まず、できるところからという観点から、御質問いただきまして、先ほどのアンケートから、答弁いたしましたように必要性は感じますので、まずは市役所本庁舎の男性用トイレにつきましては、設置に向けて進めてまいりたいと考えております。

○白川委員

前向きな御答弁をいただきました。まずスモールスタートから始めていただいて、そこで出た利用者の反応とかをもって、行く行くは取組が広がって、暮らしやすいまちづくりの一助になればと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時48分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○小池委員

◎熱中症対策について

熱中症対策についてお聞きいたしますが、代表質問の中でも質問させていただいておりますので、その答弁に対しても詳しくお聞きいたします。

まず、8月23日の熱中症対策として、全小学校が午前授業の対応を取られたことについてお聞きいたしますが、8月23日以前に、今回のように熱中症対策として午前授業等の対応をしたことがあるのか。

また、市教委から学校へ通知を出したことはあるのか、お聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今年8月22日までに、熱中症対策として、午前授業としたり、市教委から午前授業を指示した通知を出したことはございません。

○小池委員

今回、私がお聞きしたいことは、熱中症から子供たちを守る対応を初めてされたことに対しては、教育委員会にも学校にも大変感謝しておりますが、そのプロセスに問題があったのではないかとということです。それは何かというと、代表質問でも質問しましたが、当日、突然の午前授業になったことで、特に低学年の保護者から苦情とも思える声を多くの方からお聞きし、さらに教員からも同様の声があったからです。

恐らく前日までに決まっていればこのような声は少なかったと思いますが、それでも独り親世帯や共働き世帯は仕事を休んだり、早退するなどの対応をしなくてはならず、どうしても休めない方もいて困った方も多くいたことは御理解していただけたと思います。

ただ、私は保護者の対応が大変だったということが一番の問題ではなく、なぜ当日の判断になったかということです。代表質問で、なぜ前日に決まらなかったのかという質問に対しての答弁をいただきましたが、前日に、熱中症警戒アラートが発表され、その時点で各学校において翌日の対応を判断することが困難であったためという答弁がありましたが、なぜ学校は判断することが困難だったのか、お聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

前日の対応が困難だった理由につきましては、8月22日に熱中症警戒アラートが初めて発表されまして、学校としては、熱中症として午前授業を判断することが初めての対応であったため、時間を要したというふうに考えております。

○小池委員

本当に今回、初めての対応だったと思いますが、この答弁の続きを見ると、学校側が判断をすることだから市教委から通知する予定はなかったというふうにも捉えられるのですが、そういうことでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

8月23日の朝に、道教委から熱中症対策として、学校長の判断で下校時間の繰上げや臨時休業を行うことが可能であるとの通知がありましたので、その通知によって、午前授業と判断したところです。

先ほども申し上げたところですが、今回は初めての対応となりましたので、対応に時間を要しましたというところでございます。

○小池委員

この答弁をまとめると、対応は学校側が判断することだけれども、決めかねていたから、次の日に校長会と市教委が協議して決まったことで、当日の対応になったということです。何か学校側の責任というような感じも受けましたが、私も学校側が決めかねていた理由を直接お聞きしましたら、市教委からの通知もないのにうちの学校だけ休校や午前授業の対応をすることへのためらいがあった、うちの学校だけ対応していいのかというふうに思っていたということでした。なので、次の日、市教委から通知が出て、学校としてもほっとして、それはとてもありがたかったとお聞きしております。

このことについて、私としてはどちらが悪いとかではなく、なかなか風通しの悪い、学校側が市教委に対して気を遣わないといけなような体質みたいなものがあまりよくないのではないかと思います。このことについて、答えづらいかもしれませんが、できれば見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委に気を遣っていたかどうかというところでございますけれども、これまでも大雪の場合等もありまして、学校の判断で午前授業とした場合はあります。そのことから、市教委に特に気を遣っていたというところはなかったのではないかと考えております。

○小池委員

気を遣っていなかったのではというところでしたが、学校側は気を遣っていたということです。

前日に対応ができなかったという質問の答弁では、23日の朝、校長会と市教委が対応を協議したところ、午前授業を決定した学校と判断を決めかねている学校があることを把握したとありましたが、差し支えなければ、決めかねていた学校数と、なぜ決めかねていたのかが分かればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

23日に校長会と協議している時点で、判断を決めかねている学校は、小学校17校中10校でございました。

決めかねている理由といたしましては、各学校も初めての対応ということでありましたので、どう対応してよいのかを含めて苦慮していたということが主な理由なのではないかと考えています。

○小池委員

それで、決めかねていた学校が、もしも午前授業の対応が必ずしも児童の安全につながらないと考え決めかねていたとしたら、全小学校を午前授業にすることが正しかったとは言えるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委といたしましては、午前授業で児童を下校させた場合と、午後の暑い時間に授業を行って、児童の体力が低下してから下校させた場合を比較して、全市的に午前授業とするところを判断したものです。

○小池委員

決めかねていた学校は初めての経験だったので、なかなか対応が難しかった。教育委員会としては、午前授業にすることのほうが安全だと思ったから午前授業にしたということだったのですが、8月23日にどのような内容の通知を小学校に通知されたのかについても代表質問でお聞きしていますが、その内容を抜粋すると、午前授業にすることや体育授業の振替などの答弁でしたが、そのときの内容や対応について担当主幹とも電話で確認させていただきましたし、学校への通知文も見せていただきましたが、前日の22日の伊達市の痛ましい事故があったことが大きな要因であり、事実上、危機感につながったこと、また、学校への通知の中にも事故のことが記載されておりました。

もし、この事故がなければ、学校や市教委は午前授業にする対応をされていたのかというのは疑問なところで、そこまではお聞きいたしません、午前授業や休校にする判断や基準を学校側がもっと明確にすることや、判断、対応しやすいようにすることが今後の課題ではないでしょうか。

そして、市教委としても、どのようなときに学校側に注意喚起や通知をするのかの基準が必要ではないかと思いますが、御見解をお示しください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

ただいま御質問のありました、判断を明確にする必要があるのではないかとということにつきましては、8月30日付で市教委から、下校時間の繰上げや休校の措置だけでなく、体育授業や部活動の基準を示したところですので、今後はその基準で対応していただくというところでございます。

○小池委員

8月23日はなかなか難しかったですが、その後しっかり対応されていたということは分かりました。

判断基準が明確になれば、今回の23日のようなことはなくなるとは思います、今回のような当日の急な午前授業の対応が、先ほども少し言いましたけれども、本当に児童の安全につながるのかに関しても代表質問でさせていただきましたが、必ずしもそうではないからこそ、保護者や教員からの声があったわけです。

特に小学校低学年の保護者から多かったのですが、午前授業になった連絡を仕事が終わってから気づいたという方が何人もいました。家にエアコンがない家庭もたくさんありました。いつもは帰ってから、すぐ母親が帰ってくるので鍵を持たせている子供が家に入っていたりするのですが、時間が早くなってしまったので先に家に帰りたいです。その子は、そのときまたまかは分かりませんが、これは聞いた話なので事実なのかもしれませんが、鍵がうまく開けられなかったみたいで、家の前で子供が母親が帰ってくるまで熱中症警戒アラートが出ている

中で待っていたということも聞きました。これを聞いたとき、私も少し震えましたけれども、保護者からは、23日は本当に事故がなくてよかったけれども、事故があってもおかしくないよねとも言われました。

考えたくないのですが、万が一、学校から帰って事故があった場合、保護者の気持ちとしては、何で子供を帰したのだと言われると思いますし、熱中症について少し知っている方であれば、熱中症の事故事例のほとんどが体育の授業や部活動の後なのだから、学校にいたほうが教員の目があって安全ではないかと言われたかもと想像しました。

下校の際、可能な限り教職員等が通学路を見回したと答弁されていますが、それにも限界があると思いますし、家に帰ってから安全なのかの確認はできません。だからこそ、心配があった学校は、低学年の児童を保護者の引渡しにしたと言われておりました。

家に帰ることが本当に安全なのか、午前授業で1人で家に帰ることが安全なのか。やはり私としては、本当に危なかったと思います。だからこそ、いま一度、見解についてお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今、委員がおっしゃられたとおり、今回の熱中症対策につきましては、保護者からの声も届いておりますので、特に小学校低学年につきましては、特別な対応をする必要があったのではないかというふうにも考えております。

委員がおっしゃられたとおり、見回りを含めて、各学校で対応していたところではあるのですが、校内の暑い教室で教育活動を行うよりも下校させるほうが安全なのではないかと考えての判断でしたけれども、特に小学校1年生に関しては、きめ細かく下校の指導をすることが必要だと考えておりますので、各学校に対して、今後、指導していきたいというふうに考えております。

○小池委員

学校によっては先ほど言ったように、保護者へ引渡しだったりとか、本当に一人一人きちんと帰れるのかというのを確認して、教員たちは本当に大変な作業だったらしいのです。鍵を持っていて帰れると言った子供がそういうことになっていたりとか、兄弟がいたりとか、祖父母が家にいたりとか、いろいろなパターンがあるのです。なので、一人一人のフォローが教員たちは大変なので、当日の対応はできる限りやめていただきたいというふうに思います。

8月23日は今までにない、初めてでイレギュラーなことだと思いますが、今後このようなことがないようにしていただきたいと思いますが、その翌週だと思います。1日だけ午前授業の対応をした日があったと思います。そのときは、前日に保護者に連絡が来ましたが、私のところにも来ましたが。そのとき、市教委からは学校側に通知があったのでしょうか。

また、午前授業を取った対応は、各学校の独自の判断だったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

各学校での午前授業と判断して決めた8月31日の対応につきましては、先ほど触れました、8月30日付の市教委の通知によって、各学校で判断したというところです。

○小池委員

では、学校が判断する基準に関しては、まず気温や湿度などを含めた暑さ指数が一つの判断材料になりますが、その暑さ指数を計る、暑さ指数測定装置は全小・中学校に整備されているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今御質問のありました暑さ指数の測定器につきましては、全ての学校には常備されておりませんが、環境省のホームページによって小樽市の暑さ指数を確認できますので、そちらの指数を基に運動の原則禁止など、教育活動の実施について、その基準で判断しているというところでございます。

○小池委員

その判断は、学校がしているのか、それとも教育委員会が判断をしているのか、どちらでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

その判断につきましては、環境省のホームページの基準をもって、学校が判断しているというところでございます。

○小池委員

前回の委員会でも質問していると思いますけれども、本当に涼しい山の上にあつて涼しかったりとか、とても暑いところにあつたりとか、各学校で違うと思うのです。それも含めて判断しているかもしれないのですけれども。

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きの中にも、暑さ指数については、テレビでも今いろいろ注目されていますけれども、非常に重要な判断基準になると思うので、この暑さ指数を計る測定装置は各学校に必要なと思うのですけれども、これについて、市教委の見解をお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

委員の御指摘のとおり、各学校に全てそろえられれば、それが一番いい対応ではないかと思うのですけれども、先ほども申しましたとおり、各学校の判断基準もございますので、これから各学校と協議していくということになると思います。

○教育部長

今、装置の話が出ていますけれども、学校の中には、配当予算の中で御用意されている学校もありまして、種類は違いますが温度計と同じなのですけれども、学校の中で装置が備付けで必要だということであれば、毎年、配当予算があり、その中で買える金額なので、買っていただくという形になろうかと思います。

そこまでいなくても、ホームページの中で、小樽地方の数値を確認できますので、それを参考に学校長の判断をしているという部分もありますので、その装置が各学校にあるのが望ましいと思うのですけれども、なければならないということではないということで御理解いただければと思います。

○小池委員

なければなくてもいいということではなっていますが、前回の総務常任委員会で各校の計測や記録などについても質問し、各学校で測定に関しては一律ではないことが分かりました。そして、今言った暑さ指数の測定は、測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員の伝達体制を整備すると熱中症ガイドラインの予防措置の中にも記載されていますので、だからこそ、前回しつこく記録していただきたいという質問をしていたのです。熱中症警戒アラートの予防措置の中に内容が書いてあるのです。暑さ指数の測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教育への伝達体制の整備をする。

ですので、これを基に学校側もやっているのであれば、まず暑さ指数を測るためのものも必要ではないか。だから、学校に整備する必要ではないか。学校が買えると思うのですけれども。

それも、各学校で午前中に測るところもあれば、午後に測るところもあればとか、そういうふうなことではなくて、一定程度、同じ時間、タイミングだったりとか、測定場所だったりとか、そういうのを整備することで、学校の中でどこが熱いとか、今日は暑かったというデータが取れると思うのです。そのデータを基に今後いろいろ進めていくべきだと思うのです。

やはり私としては、前回、記録に関してもたくさん言いましたけれども、整備、測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制の整備は、ある程度、各学校一定でやるべきではないかと思うのですが、見解をお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

委員から前回御指摘もありましたので、各学校につきましては、一番暑い時間帯の一番暑い教室でというところ

で限定し、測定していただくというところはやっているのですが、今、議論に出ているように各学校によっても状況がいろいろ違ってきますので、そこを同じタイミングで、同じ教室でというところまで限定するのは、少し対応を考えていかなければならないというところで、私どもとしましては、一番暑い教室で、一番暑い気温を測っていただきたいというところで、学校にはお願いしているところです。

○小池委員

なかなか伝わらないのですが、この場合、ガイドラインの作成手引きには、熱中症予防の体制整備のフローまで記載されています。また、熱中症警戒アラート発表時の対応、さらに緊急時のための体制づくりまで事細かく記載されています。いま一度、各学校はどのような体制になっているのか確認されたほうがよいと思います。

先日、中学校3校を訪問させていただきましたが、ある学校では玄関に今日の暑さ指数や体育館の暑さ指数、今日、気をつけることなどを玄関に展示していました。本当にこのような取組は素晴らしいと思うのですが、できるだけこのような学校別で取り組んでいる取組をほかの学校とも共有していただきたいと思いますが、見解をお示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

ただいま委員のおっしゃられたとおり、好事例として実施している取組については、市内の小・中学校に広げてまいりたいというふうに考えております。

○小池委員

次に、エアコンの整備についてです。

伊達市の痛ましい事故があり、道内の自治体においても熱中症に対する考え方が大きく変わっている中で、学校のエアコン整備を進める動きが札幌市など他都市でもありました。本市においても、定例記者会見で市長は、計画的に対策を講じたいと言われておりましたが、その以前から小・中学校の保健室にウインドエアコンの整備を完了し、市役所別館4階、5階でもウインドエアコンが整備されたことは、本当に早い動きだったと思います。今後、教室等にも整備していくためには、多額の財源が必要となりますが、財政が厳しい本市においては、どのように財源を確保していくのが最大の課題であります。

今回4校の小・中学校の保健室に、一般社団法人せんばいの風の協議会から、ウインドエアコンの御寄附がきっかけとなったこと、また市民の方からの御寄附もあって、全ての小・中学校の保健室に整備できたこと、また、市役所別館4階、5階においてもウインドエアコンが整備され、道内自治体から見てもとても早い対応であり、大変評価すべきことだと思います。

このことについて、前回の定例会後のことになりますので、内容について詳しくお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

第2回定例会におきまして、保健室へのウインドエアコンの設置について検討する旨、御答弁させていただいたところでございます。そのうち団体様から4台のウインドエアコンの寄附を頂きまして、個人からの寄附も原資といたしまして、ウインドエアコンの設置を進めたところでございますが、記録的な暑さが続いてございまして、熱中症対策といたしまして、保健室への工事が不要で取付け可能なウインドエアコンを設置するために、保健室既存の業務用エアコンを設置している以外の残りの27校に対しまして、その御寄附の部分で、残り27校へウインドエアコンを設置した状況でございます。

○小池委員

最初に一般社団法人せんばいの風の協議会から、本市の小・中学校の保健所に4台の寄附があつて、長橋中学校、松ヶ枝中学校、菁園中学校、潮見台小学校がほかの学校より少し早く整備されましたが、各学校の整備後の感想、評価について、聞いていればお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

保健室自体はあまり大きな部屋ではございませんが、ウインドエアコンにつきましては、室温が下がるまで少々時間はかかる部分はございますが、一定程度、室温が下がる状況でございまして、おおむね涼しくなったというふうに聞いてございます。

○小池委員

私も御寄附で先に整備された中学校の3校には訪問させていただき、校長や養護教諭の感想を聞いてきました。まずよかったことについてお伝えします。せっかくなので聞いた感想をできるだけお伝えします。まず、室外機が不要なく取付けが楽なので便利。学校内の唯一涼しい場所ができただけでもありがたい。夏季休暇中の教員も使用しているほど需要がある。エアコンのサイズを見て初見では効果が見込めなかったが、何度か使用している中で保健室に入った瞬間の涼しさ、除湿の強みを体感した。子供たちの具合が悪いときに保健室が快適というのは助かる。設置してすぐ生徒が保健室に来て、涼んでから帰る様子もあった。遠隔会議の際、ウインドエアコンのそばで会議に参加した教員が快適だと示したなどがあり、一番驚いたのは、70%あった湿度が40%まで下がったことにより、保健室がからっとしたことによってとても涼しく感じたそうです。

先ほど温度は少し下がったといいますか、私が一つ残念だったこととしては、室温はほとんど下がらないというふうに私はお聞きしました。ただ、このウインドエアコンがあるかないかでは大違いという声がありました。保健室にウインドエアコンを整備できたことは本当に改めてよかったと思います。

ただ、教室ほどの広さになると、やはり一般的な室外機のあるエアコンのほうがよいのかなどの課題、また、さらに財源確保の課題、そして、どの学校から整備するかなど様々なことをこれから考えていかないといけないと思いますが、今後の進め方に関してと、併せて現在使用している小・中学校の普通教室の数についてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

先に普通教室の数でございますが、小学校、中学校合わせまして304教室になります。

今後につきましては、本会議におきましての教育長からの答弁の繰り返しとなりますが、子供たちの学習環境を整えるために、屋内体育館を含む校舎全ての諸室への設置が望ましいというふうには考えてございますが、財政面の課題などについて検討が必要と考えており、まず普通教室への冷房設備の整備を優先すべきというふうに考えてございます。

○小池委員

財源に関しては本当に難しい問題だと思うのです。今回ウインドエアコンは御寄附いただきましたけれども、前回も私は議会で質問していますが、企業版ふるさと納税など、様々な方法があると思います。私もできる限りお力添えできるように、これからも頑張ってまいります。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎大雨災害について

初めに、大雨災害について伺います。

昨日の本会議にて9月12日に発生した落雷と大雨による災害の状況を市長から御報告いただきました。概要としては、当日午前9時から11時の間に集中的な豪雨に見舞われ、道路の冠水、河川氾濫、家屋浸水、土砂災害、あとはインフラの停電やガスの供給停止など合わせて165件の被害が確認されたと報告いただきました。堺町通り商店街の冠水は、市長からの報告に加えて、報道でも全国に取り上げられ、また、道外の知人からも被害についても御連絡いただき、広く全国にも知れ渡ったというような状況だったと思います。

被災された市民の皆様、また企業の皆様には、御見舞いを申し上げるところです。

また、今朝からも雨が降り続いておりますので、地盤が弱いところでの二次災害が起こらないように願っているところです。

それでは、質問に入りますけれども、以前から堺町通り商店街、あと臨港線的高速道路の出入口付近が大雨になると道路の冠水、それから店舗への浸水の被害を受けていることを認識しております。以前、堺町通り商店街の視察を行った際に、ある店主の方から、立地上、大雨が降ると仕方がないことなのだけれども、行政でも改善に向けて取り組んでいただきたいといったようなお話も伺ってきました。

まずは、堺町通り商店街の冠水はなぜ起こるのか。地形的な関係や雨水排水などの施設的な原因をどのように分析されているのか御見解を伺います。

○（建設）建設課長

堺町通り商店街の冠水が発生した原因の分析につきましては、まず地形ですが、平らで海側の道道臨港線よりも低い位置にあるため、地表に降った雨が抜けにくいことが挙げられると考えております。

次に、雨水排水施設についてですが、堺町通り商店街を通っている市道本通線と本通第2線には、雨水を排水する施設を埋設しており、特に平成24年には、平成22年に発生した豪雨を踏まえて、臨港線から堺町通り商店街にアクセスする市道立岩線から古発川に向かって既存の道路排水2本のほかにもう1系統を加え、排水能力の向上を図ったところでありますが、このたびの豪雨は、これらの能力を上回る量の雨が短時間で降ったため排水が追いつかず、道路上にあふれ、冠水したものと考えております。

○面野委員

これまでもあの近辺の排水能力の向上について、いろいろと対策を打ってきたということだったのですが、今、堺町通り商店街は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行後、平日でも多くの観光客でにぎわっていることを目にします。できれば、今回のような豪雨時の冠水を解消できないものかと考えますけれども、費用的な面は一度置いておいて、技術的にこの地域の冠水の解消をすることは可能なことなのか、御見解を伺います。

それから、同時に臨港線高速道路出入口、家電量販店の辺りですけれども、あの辺りもよく冠水、それから店舗への浸水を聞くのですけれども、こちらの原因と解消策についても伺いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設課長

今回のような豪雨時の冠水の解消などにつきましては、臨港線高速道路出口付近については、堺町通り商店街と同様の地形で、平らで、勝納川の護岸よりも低い場所に市道新富線と機関庫前通りがあり、地表に降った雨が抜けにくいことが挙げられると考えております。

また、国道5号から海側の市街地の雨水が集まることで市道にある道路排水の能力を超え、冠水が発生する要因となっていると考えておりますが、現在、今回のような冠水の発生を改善できるよう、堺町通り商店街と臨港線高速道路出口付近について、排水区域の分散や流末の変更などについて検討をする調査設計を現在進めているところであります。

○面野委員

今、対策を打つためにいろいろと調査されているということで、多分、結構、費用的な部分もかかってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺のバランスを鑑みながら、検討を進めていただきたいというふうに

思います。

次に、先ほど議会にも共有されたのですが、今回の大雨の影響で祝津の鯨御殿が被災したというふうに伺いました。市のホームページを当日見てみると、安全確認ができるまで鯨御殿を臨時休業するとお知らせがありました。

まずは鯨御殿の被災状況と、人的な影響について御説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

鯨御殿の被災状況と人的影響についてでありますけれども、9月12日火曜日の午前10時半頃に指定管理者であります株式会社小樽水族館公社から連絡がありました。鯨御殿前の転落防止柵が、のり面ごと倒壊し、その下に停車していた車に被害が生じている可能性がある。車はレンタカーであり、運転手がレンタカー会社及び警察に連絡したという一報でありました。すぐに観光振興室職員が現場に確認に行きまして、人的被害がないことを確認しております。

その後、警察の実況見分終了後、水族館のタイヤショベルで土砂を撤去して、車周辺の土砂は人海戦術で除去したと。車は無事に脱出しまして、現場に到着しましたレンタカー会社の担当者と共に車に目立った傷がないことを確認しております。

12時15分頃ですが、昨夜、のり面が倒壊し危険なことから、警察の指示により、鯨御殿周辺を立入禁止といたしました。指定管理者である小樽水族館公社との協議により、安全確認ができるまで臨時休館をするということで決定しまして、ホームページ掲載など周知を図ったところであります。

夕方にレンタカー会社から改めて連絡がありまして、車に傷や異常がないという報告を受けております。

○面野委員

まずは人的な被害、そして車にも被害がなかったということで安心はしております。

ちなみに、報告書には写真も添付されておりますが、再開日の見込みというのは今後どのように検討されていくのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

再開の見込みでございます。崩落箇所並びに敷地周辺の安全性の評価が必要であることから、今後、建設部など関連する部署と協議し、復旧工事の内容、規模、時期等を検討する予定としております。安全性が確認できるまで臨時休館とする方針としており、再開の見込みは今のところ未定であります。

○面野委員

少し時間がかかりそうだなという印象を受けました。

それで、鯨御殿は北海道有形文化財に指定されておりますが、今回被災した箇所、土砂崩れが起きた部分に関しては、直接的な建物の損壊ではないのですが、文化財修復に関する支援策というようなものがあるのか、こちらについても御見解をお示してください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

鯨御殿は北海道指定有形文化財であることから、北海道の制度である地域づくり総合交付金が活用できる可能性があります。ただし、今回の被災箇所が建物そのものではなく、建物に通じる動線であることから、補助対象となるのかについて確認する必要があるということです。

また、崩落箇所を含めまして、鯨御殿が建つ土地は民有地であることから、それについても併せて道教委の文化財課に対して生涯学習課を通じて現在、照会中であります。必要な復旧工事の内容、規模等を見極めながら、ほかにも活用できる財源がないかについても検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

文化財保存というのは、被災に限らずいろいろと課題があるとは聞いていましたが、やはりこういったいろいろな状況が重なっているというふうに理解させていただきました。

それで、全国各地でも文化財の被災というのを最近よく見聞きするようになりました。文化財の修復に関しては、場所によっては、クラウドファンディングなどを通して復旧に係る費用などを集めたりしておりますが、本市にもいろいろ国、道、市で指定している文化財が点在しておりますが、災害復旧に関する支援策というのはどのようなものがあるのか、各級行政の支援メニューについて、大まかに結構ですので、御説明をお願いいたします。

○（教育）生涯学習課長

災害復旧に関する文化財の支援策についてなのですが、国の指定文化財に対する支援策としましては、国庫補助金の制度がございます。一般的には、重要文化財の修理工事を行う場合は、補助率が50%、過疎地域の地方自治体が補助事業者の場合は補助率が65%というふうになるのですが、災害復旧の場合は、対象となる補助文化財の補助金の各メニューの補助率に20%を加算する率とするということが定められておりまして、上限が85%の補助率というふうになります。

あと、道指定の文化財に対する支援策としましては、今、観光振興室からお話ありましたが、北海道の地域づくり総合交付金という制度の中に、道指定文化財の保存整備事業というメニューがございます。道指定文化財に対する補助率は2分の1というふうに定められておりまして、災害復旧のための嵩上げなどはございません。

また、今回、鯉御殿というのは北海道の指定文化財ということで、建物本体への影響があるかもしれないということですか、文化財の公開にも支障が出ているということを説明いたしまして、交付金の活用について当課で確認しているところです。

あと、市指定の文化財に対する支援策としましては、今御説明しました北海道の地域づくり総合交付金において、市の指定文化財の保存整備事業に対しても3分の1の補助というメニューがございます。文化財の災害復旧に関する行政の支援策としましては、大体以上のところでございます。

○面野委員

いずれにしても小樽市にもたくさんの文化財が残っておりますし、先ほど観光地の冠水も御説明いただきましたけれども、災害に強いまち小樽とも、港の部分ではそういったことも言われておりますので、これからも引き続き、天候が世界的にも変わってきておりますので、いろいろと対策を打っていただきたいというふうに思います。

◎ガントリークレーンについて

続きまして、今回の令和5年度小樽市小湾整備事業特別会計補正予算に計上されておりますガントリークレーンの件についてお伺いいたします。

初めに、ガントリークレーンを購入した年度と耐用年数についてお示してください。加えて、今動いているガントリークレーンの燃料は何なのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

ガントリークレーンにつきましては、平成15年度に購入しております。耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則別表第2号から17年となっております。

燃料につきましては、軽油になっております。

○面野委員

耐用年数は過ぎているということ、後で長寿命化のお話もさせていただくのですが、燃料が軽油ということで、最近、原油高騰によって、ガソリンも上がってきているのですが、軽油の値上げの推移というのは現在どのように見ておりますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

軽油の購入単価につきましては、令和3年度から上昇傾向にありまして、令和5年度は令和2年度と比較いたしまして、平均単価で3割程度値上がりしている状況でございます。

○面野委員

やはり一般向けもそうですが、そういった業務用向けも同様に上がっているということなのです。

ガントリークレーンの購入当時、平成15年度になろうかと思うのですが、購入する際に、ガントリークレーンの収支計画のようなものは作成されたのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

収支計画につきましては、ガントリークレーンの使用料積算に当たりまして、その際に想定される使用料と購入に伴う起債償還額による収支計画を当時作成しております。

○面野委員

ちなみに分かればなのですけれども、その収支計画というのは何年越しの収支計画になっていたのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

15年の収支計画を立てておりました。

○面野委員

この件は細かくはあまり聞かないですが、購入当初と現在のガントリークレーンで取り扱う貨物の種類と、取扱量を比較して、現在どのような状況になっているのか御説明をお願いします。

○（産業港湾）港湾振興課長

ガントリークレーン供用開始の平成15年度でございますが、当時の取扱い貨物の主なものといたしましては、衣類や身の回り品、履物や石材などというものが多かったということになっておりまして、全体の取扱い貨物量としては約8万4,000トンとなっております。

その後、平成22年度の状況になりますと、扱い貨物としては家具装備品や衣類、身の回り品、履物の取扱いが主なものとなっております、貨物量としては約20万3,000トンとなっております。

そして昨年、令和4年度になりますと、取扱い貨物は平成22年度とほぼ主なものは変わっておりませんが、貨物量につきましては約15万トンとなっております。

○面野委員

平成22年度からは若干の減ということになっているということです。

次に、管理経費について、私も令和元年度から少し追いかけてみたのですが、確認すると、この5年間当初予算の金額ベースでいくと約6,000万円から8,500万円の間で推移していました。

管理経費は、全てガントリークレーンの維持管理に使用されている管理経費なのか、管理経費の内訳についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計の当初予算の管理経費で御説明させていただきますと、こちらの中身といたしましては、コンテナ航路関連の消耗品や管理経費、あとタグボート、引き船の燃料費、それから、上屋の管理経費などが含まれたものとなっております。このうち、ガントリークレーンの維持管理経費になるものは、大体半分という形となっております。

○面野委員

この中から大体ガントリークレーンの内訳は半分ぐらいということなのですが、全体で見ると6,000万円から8,500万円ぐらいなのですが、最近のガントリークレーンのみの経費でいうと予算推移というのはどのようになっていますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

ガントリークレーンの管理経費につきましては、その年によって予備品の購入ですとか、保守に係る交換の内容によって変動があるものでございますけれども、点検保守業務、それから燃料費である需用費、役務費、性能検査

手数料になりますけれども、それぞれで申し上げますと、約3,000万円から4,000万円程度で推移しております。

○面野委員

およそ横ばいということなのですが、令和元年度から令和2年度にかけて長寿命化工事が行われたと記憶しています。

その後、全体の当初予算の金額ベースでいくと管理経費の予算が減っていますが、当初予算でいうと、令和5年度は8,622万円です。今年は約2割増額していたのですが、こちらの理由についてはどのような影響で予算が上がったのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

こちら増額の理由につきましては、港湾整備課長からお答えしたとおり、保守点検の委託料が今年度は増額となっております。

また、このほかに引き船の燃料費の単価が増額しているということで上がっております。

また、上屋の管理経費も電気料の支払い等がございますが、こちらも単価等が上がっておりますので、増額となっております。

○面野委員

やはりガントリークレーンだけではなくて、一般的なインフラに係る維持管理が値上げされているということだったと思うのです。

次に、補修作業について伺いたいのですが、今回のガントリークレーンの補修作業について、まず内容をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

今回の補修作業内容につきましては、横行緊張装置用レバーというものがございます。それと横行緊張装置用シリンダーの接続部分のピンですとか、カラー、ブッシュの破損、そのほか横行緊張装置用レバーのピン穴にあります亀裂を確認したことから、仮設部品による交換を行ったほか、レバーピン溶接穴の溶接の応急修繕を行ったところでございます。

○面野委員

おおむね6月に御報告いただいたとおりの補修作業をされていたということです。

少し戻って、長寿命化が令和元年度、2年度で行われたのですが、長寿命化後の耐用年数の見込みはどのぐらいで見積もっているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

耐用年数の概念と少し異なりますけれども、過去の事例から30年間使用しているという実績もございます。予防保全的な進め方をすることで同様に30年間は使用可能ではないかと考えているところでございます。

そのため、平成30年度のガントリークレーンの故障時につきましては、令和元年度、2年度で、P L Cですとか、インバーターなどの主要な電気設備などの更新を行いまして、15年程度の延命化を図ったところでございます。

○面野委員

そう考えれば、やはり耐用年数が17年ということで、本当にその辺りで結構、機械的な大きな補修が必要になってくるのだというふうに思いました。

次に、ガントリークレーンの使用料が定まっていると思うのですが、こちらは何によって定められているのか。

また、最近、維持管理でも、燃料や電気代の高騰ということが予算増額の原因になっているというふうに伺ったのですが、燃料高騰の影響をガントリークレーンの使用料に転嫁できているか、その辺についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

使用料の根拠法令ということですが、小樽市港湾施設管理使用条例の別表に荷役機械使用という項目がご

ざいまして、これにより規定をされているところです。

また、燃料高騰の傾向に鑑みた使用料のいわゆる値上げは、現時点では行っていないところでございます。

○面野委員

現在、値上げはまだ転嫁されていないということで、こちらについてはまた別の機会にお伺いするとします。

私も確認しましたが、小樽市各会計予算説明書を見ると5年間、荷役機械使用料がほぼ横ばいなのですが、令和4年度の当初予算では、600万円弱で使用料が見込まれていたのですが、令和5年度は約527万円と急にがたっと落ち込んだようなイメージなのですけれども、こちらの減少した理由についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

令和5年度の予算での見込みというところでございますが、近年コロナ禍ということもございまして、コンテナ航路が世界的な物流の停滞などもございまして、スケジュールどおりにコンテナが運航できていない状況が続いておりました。こういったこともございまして、取扱い貨物が減っていたということもございまして、こちらの実績に合わせた形で予算を組んだという形で、収入が減少しているような形の予算となっております。

○面野委員

コンテナ貨物には、直接ではないかもしれませんが、中国の金融政策ですとか、ウクライナ侵攻からも物流の流れが大幅変わったというふうにもお伺いしております。

次に、ガントリークレーンというのは特殊な操作方法らしく、熟練の技能者になるまで長い時間と経験を要するというふうに聞いています。現在、多くの業界で人材不足が進む中、全国的にもガントリークレーンのオペレーターも、ベテランの高齢化、若手の成り手不足に伴う技術育成に課題があるそうです。

昨年、国土交通省では、ガントリークレーン熟練技能者育成に向けた手引きというものを作成し、やはりこちらのガントリークレーンのオペレーターの育成についても喫緊の課題であるということで、具体的な対策を講じてきたわけです。

まず、ガントリークレーンの操作にはどのような資格が必要なのか、もし分かればお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

貨物をつり上げて、その上のランウェイを走らせる天井クレーンと言われるものに代表されるものをクレーン・デリックと呼ぶそうでございまして、この操縦者には国家資格でございますクレーン・デリック運転士免許が必須ということでございます。

ちなみに小樽港におけます委託事業者は、この免許に加えまして、ガントリークレーンに関する必要な講習についての修了証を提出させていると伺っております。

○面野委員

それで、国家資格と講習の修了証が必要ということなのですが、今ガントリークレーンを使用している事業所の技能者の方、国家資格を有して、さらに講習の修了証を保持しているということが条件になっていると思うのですが、実際に今、本市で、ガントリークレーンを扱える技能者の状況というのは、どのように把握されていますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

本市全体では不明ですけれども、扱っている事業者を確認をしたところ、2名のオペレーターを通年雇用しており、1名ずつローテーションを組んで操縦に当たっている現状だと伺っております。

○面野委員

その2名の方がどのぐらいの年齢なのかというところは少し気になる場所ですけれども、ざっくりお聞きしますけれども、今後のガントリークレーンの小樽港への必要性については、どのようにお考えでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

ガントリークレーンの必要性でございますが、定期コンテナ航路の運航に際しましては、定時性というものが非

常に重要なものとなってきております。定時性を確保していくためには、港での効率的な荷役というものが非常に重要となってきておりますので、これを行うに当たっては、ガントリークレーンが必要であると考えております。

○面野委員

長寿命化の補修を行って、耐用年数というか30年間これから使っていくということで、あと10年ぐらいになると思うのですけれども、最近、故障だったりとか、故障による補償が請求されたりというのをよく聞くようになりました。

仮に現行と同等クラスのスペックのガントリークレーンを新たに購入するとなると、大体どのぐらい購入費がかかるのか、分かりますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

正式な聞き取りではございませんけれども、10億円以上はかかるものと聞いております。

○面野委員

かなり莫大な予算が必要ということで、すぐに購入するということは難しいのかと思うのですが、今回、故障の際に作業を行った代替機があったと思うのですけれども、こちらのスペックというのはどういった機械になりますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

今回、故障の際に代替機として使用しました移動式クレーンにつきましては550トンつりのクレーンであります。

コンテナの最大重量と、あと岸壁からのコンテナ線までの作業半径を考慮しまして、必要な能力と緊急で対応可能なクレーンということで対応したところでございます。

○面野委員

ちなみに代替機とガントリークレーンの作業効率というのは、どのぐらい差があるのですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

移動式クレーンの作業効率につきましては、ガントリークレーンの約3分の1というところでございます。

○面野委員

やはり代替機の移動式の550トンのクレーンでは日常的に作業するというのは3分の1ということで、きっと時間的にも3倍ぐらい作業時間がかかるのだろうと、なかなか難しいのかというふうにも感じました。

それで、小樽港港湾計画が令和3年度に改訂され、そして小樽港長期構想も令和2年12月に策定されました。これらの内容で、今ガントリークレーンが作業を行っている港町ふ頭は今後どのような拠点となり、整備方針をどのように打ち出しているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

港町ふ頭のコンテナヤードの整備方針につきましては、令和2年12月に策定した小樽港長期構想において、コンテナ置場は分散していることで荷役作業が非効率となっていることから、短中期での施策として、コンテナヤードの集約や拡張、また、長期的な施策では、AI技術を活用した自動化などの導入を施策として掲げており、短中期での施策を反映した令和3年12月改訂の港湾計画では、対岸貿易の拠点としての機能強化を図るという方針としております。

○面野委員

短期的にはコンテナ置場の分散を集約させるということだったのですけれども、最近よく経済常任委員会でも御報告いただくのですけれども、港町ふ頭の中で結構、民間に土地を売却するというような報告をよくいただくのですが、それによって本市が所有するキャパシティというのはどんどん縮まって減っていくと思うのです。

今言った短期的な施策としてコンテナ置場を集約させるということで、集約の場所ですとか、これからこういった方針を進めていくことによって、きっと物流増ということにもらんでいるとは思いますが、そういった対策を

打っていく場合に、背後地のキャパシティー的に可能なものなのか、その辺の所感についてはどのように考えておりますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

コンテナヤードの集約、拡張に当たっての用地の確保という部分につきましては、今あるコンテナヤードの手宮側に広いヤードがございます。そちらに一応、拡張していくという考えでおります。

○面野委員

やはりこの地域は小樽港長期構想でも、そして小樽港港湾計画の中でも物流拠点というふうに位置づけられておまして、国土交通省が港湾の中長期政策「PORT 2030」というものを2018年に作成しているのですけれども、やはりこの中にも、世界に引けを取らない国内の港湾をつくるということで、やはり自動化ですとか、それから生産性の向上、こういったことが盛り込まれておまして、多分、小樽市の長期構想、港湾計画にもほぼ同様のことが、これからの港湾に求められることということで位置づけされていると思うのです。

もちろんハード的な整備もそうですが、ポートセールスなどを経て、物流増にこれからつながっていくと思いますので、やはりそういった部分でもガントリークレーンの必要性は感じつつ、ただ、これから故障も少なくなるということはきっと考えられないので、10年間は何かしらをして物流をつなぎとめていくということになろうと思います。さらに10年先に向けてポートセールスを進めて物流を増やす。そして、ガントリークレーンを自動化させる。多分そういった流れに、きっとこれから10年先、20年先はなってくるのだらうというふうに思いますので、やはりポートセールス、そちらの方面もしっかりと対策というか、進めていただくようお願いを申し上げます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎大雨災害について

このたびの大雨災害について伺います。

昨日の本会議でも、市長から小樽市の影響と対応について報告がありました。職員の方も対応を本当に大変お疲れさまでした。

その中で、入船4丁目で発生しました土砂災害による避難についてお聞きいたします。

何世帯、何人の方に声をかけて、そのうち避難所に行ったのは何人でしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の入船4丁目の土砂災害に伴う避難の声かけについては、影響があると思われる範囲の住家10件を対象いたしました。そのとき不在のお宅に対し、夕方にリスク周知と避難をお勧めする注意喚起のチラシを投函しております。

また、避難の実績数、実際に避難したのは、ピーク時に4世帯、6名と承知しております。

○松井委員

では、どういう経緯で避難というふうになったのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の入船4丁目の土砂災害については、対象となる地域世帯が限定的であり、当日の午後以降の天候等から、

被害が大きく拡大する可能性が低いと判断したため、自主避難という形といたしました。

このため、今回の対応は入船六三町会の御協力の下、自主避難者を受け入れるという経緯になっております。

○松井委員

当日は議会中でしたので、議会の休憩中に避難している方から日本共産党にも連絡がありました。最初に消防の方が誘導されたようなのですが、消防が引き上げた後、連絡がないという話だったので、避難所における責任者は誰になるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の入船地区における自主避難所の開設につきましては、当日の天候と土砂災害の影響範囲を勘案して、土砂災害発生地点に最も近く、市の指定避難所の管理責任者である入船六三町会長に御承諾をいただき、同町内会が管理する入船六三町会会館を自主避難者に開放したものであります。

また、同会館の管理人が不在となります夜間については、本市の職員が責任者として、自主避難者の対応に当たっております。

○松井委員

避難者の方からは、地域の指定避難所は山の手小学校ではないのかという話が出たということでしたので、私は指定緊急避難所一覧で確認しました。そうしましたら、入船六三町会も山の手小学校も中央地区の避難所ということになっていて、対象地域は入船でいうと入船1丁目から2丁目となっています。今回、入船3丁目から5丁目は、山手地区ということになっているので、その辺が住民の方が混乱した原因なのかというふうに思いました。

この点については、どうなのでしょう。また、今回、入船六三町会を選択したのは、どなたになるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市としては、小樽市地域防災計画で、指定避難所、現在60か所を指定しております。災害の規模であるとか、発生地区であるとかに応じて開設する避難所をその都度定めますので、誰が、どこに避難するかを特定しているものではございません。

例えば、今回よりもさらに大規模な災害が生じた場合は、その際は避難想定者数に応じて、山の手小学校を開設避難所として定めて開設する場合もあるというふうに考えております。

○松井委員

今回は自主避難だったということなのです。避難者の中には、体調が悪くて横になることが困難で、パイプ椅子にずっと座ったままが大変だったと。自主避難ということであつたならば家に帰りたいかという方がいらっしまったそうなのです。

自主避難であつたとするならば、本人の意思で避難所に行かないという選択もあつたのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

委員の御指摘のとおり、個人の御判断で、例えば自分の家が安全だというふうに御判断されるのであれば、その方の判断で避難しないという判断もあつたというふうに考えております。

○松井委員

それでは、今回は避難の段階で、自主避難なのだという理解がされていなかったのかというふうに思いました。

また、入船六三町会はらせん階段を使った2階が避難所になっています。障害を持った方などには大変だったようです。そして、避難者には高齢者や耳の遠い方がいらっしまったということで、せっかく職員の方が来てくれたのに気がつかなかったという方がいらっしまったそうなのです。

そこで、今後は、できれば職員の方だということが一目で分かるように、防災服を着るなどしていただければ、避難した住民の方にも分かりやすく、安心するのではないかなというふうに思います。職員の方は本当に御苦労

されて大変だと思いますけれども、今後の教訓になればと思ってお伝えさせていただきました。よろしくお願いします。

堺町通り商店街については、面野委員からも質問がありましたので、重複しますので触れませんが、今回の災害で見えてきた課題がいろいろあると思いますので、それを今後に生かせるように、住民本位の防災にするための情報の共有が必要だというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

◎PCB処理に関連して

続きまして、PCB廃棄物処理関係経費について伺います。

PCBには高濃度PCBと低濃度PCBがありますけれども、今回、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫と教育委員会庁舎、そして消防本部の旧整備工場内で、また高濃度PCBが見つかったということです。6月に見つかった総合博物館の展示車両と併せて、教育委員会庁舎のPCB処理関係の補正予算が今回組まれています。

そこでお聞きします。PCB特措法で処理しなければいけない期限というのがあると思うのですが、そもそも高濃度PCBの処理期限はいつになるのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

高濃度PCB廃棄物の処分期間は、変圧器、コンデンサー等は令和4年3月31日、安定器は令和5年3月31日までとなっております、既に期間は過ぎております。

○松井委員

期限があるということで、もし期限までに処分しなかった場合には罰則など、そういうものはあるのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

罰則としては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で、環境大臣または都道府県知事は期間内の処分について明記しています。同法第10条第1項に処分期間内の処分について書かれていますが、また、第3項に特別処分期限日内の処分について書かれております。規定に違反した場合は、期限を定めて処分その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。つまり、改善命令を出せるということになっておりまして、改善命令に違反した者は、「三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」となっております。

○松井委員

教育委員会庁舎についてお聞きします。ここは、もともと北海道小樽商業高等学校として活用されていた施設ですが、小樽市の施設となったのはいつからでしょうか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

旧小樽商業高校の売買に係る道有財産売買契約書につきましては、令和2年4月3日に締結しております。

○松井委員

売買契約し、令和2年4月ということで、小樽市の施設となって3年たつわけです。それ以前は、北海道の所有施設でした。高濃度PCBは先ほどお答えいただいたように、いつまでに処分しなければいけないという期限もあって、また、それを過ぎた場合には罰則もあるぐらい厳しい規定があります。

ということは、そういうものがあると分かっていた時点で、北海道が旧小樽商業高校にあるものを処分しなければならないはずではないでしょうか。それを放置しておいたということでしょうか。北海道に責任があるのではないのでしょうか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

旧小樽商業高校の管理につきましては、当然、適切に管理をされていたものというふうには考えておりますけれども、売買契約において、瑕疵担保責任を問えるかどうかということについて考えまして、北海道教育庁の担当部署にも確認しておりますけれども、契約書の中では瑕疵担保につきまして、甲、北海道は売買物件を現況で乙、

小樽市に引き渡すものとする。それから、引渡しの後、乙、小樽市は売買物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、甲、北海道に対し損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとして定めておりますので、瑕疵担保責任を問うことはできないと考えております。

○松井委員

瑕疵担保を問うことはできないと、契約上やむを得ないということです。

例えば、分からなかったはずはないのかと思うのですけれども、北海道が分かっている処分をしないでぎりぎりまで延ばしておいて、小樽市の譲渡を進めて、小樽市に譲渡が決まったのだから、処分しないでいいやというふうになった、そんなことはあり得るのでしょうか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

ただいま委員がおっしゃったような事実は確認してございません。

○松井委員

それなら、瑕疵担保責任も問えないと、北海道が何も責任を果たさないまま譲渡したということで、本当にそれでいいのかというふうに思いますけれども、もう一度、見解をお聞かせいただけますか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

先ほど売買契約の内容につきましても申し上げたとおりでございまして、契約書に瑕疵担保責任について定めてあり、責任を取れないということが定めてある以上、北海道も根拠なく、負担もできないというふうに思っておりますし、また、顧問弁護士のほうにも相談しておりますけれども、知りながら告げなかった。知っていて隠したといった事実がない限りは責任を問うことはできないというふうにお聞きしておりますので、このことにつきましては北海道の責任を追及するということとはできないというふうに考えております。

○松井委員

契約上やむを得ないということで責任は問えないということは分かりました。ただ、知らせなかったという北海道の道義的責任はあるのではないかなというふうに思っていて、小樽市が何も言うことができないまま処理しなければいけないことになっているということに少し疑問は持ってしまうのですけれども。

ところで、この高濃度PCBで処分しなければならないものが小樽市にはまだ存在している可能性はあるのでしょうか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

各所管から点検終了の回答をいただいておりますので、全て高濃度PCBは処理が済んでいるというふうに報告をいただいておりますので、現状では全て処理は終わっているものと把握しております。

○松井委員

調査は済んでいるということで安心しました。もうこれ以上、出なければいいということで、期限もありますので、念には念を入れて再度調査をしっかりとさせていただければと。大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

◎小樽市総合公園再整備事業に関連して

次に、補正予算で小樽市総合公園再整備事業について伺います。

国土交通省のホームページを見ますと、公園といっても種類がいろいろあることが分かります。

初めに、小樽市にはどんな種類の公園がどのくらいあるのか、その種類ごとにお知らせをください。

○(建設)公園緑地課長

小樽市が設置しております都市公園の種類につきましては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園及び緑地の5種類があり、それぞれの数につきましては、街区公園が71か所、近隣公園が11か所、地区公園が6か所、総合公園が3か所、緑地が2か所あり、合計で93か所ございます。

○松井委員

今回の補正予算資料で「魅力ある公園の充実について」という資料を出されています。資料で、総合公園の整備方針については分かりました。

同時に、小規模公園については既存遊具の更新を継続していくとする整備方針も出されていますけれども、ここに書かれている小規模公園というのは、どの種類の公園を指しているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

小規模公園につきましては、定義はありませんが、専ら地域の方の利用を想定しております街区公園のことを指す言葉として使用してございます。

○松井委員

小規模公園は街区公園を指しているという認識だということが分かりました。

それで、住民の方から寄せられた声なのですが、地区公園である朝里川公園の遊具が壊れていまして、「遊具の前ロープウェイでは遊べません。少し待ってね。小樽市公園管理者」と書かれた看板が立てられていて、これが何年も前からそういう状態なのだというふうに聞きまして、私は確認に行ってきました。私が行ったときには、看板は地面に落ちてしまった状態でして、遊具の前には大きなクモの巣が張っていました。いい公園だと思うのですが、遊具の辺りはすごく寂れたような印象を受けて、子供がかわいそうだなというふうに感じたのですが、遊具の前にあった看板というのは、いつから立てられているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

朝里川公園にあるロープウェイ遊具につきましては、令和5年5月9日に滑車がロープの途中で止まるとの情報提供があり、職員が現地で確認したところ、ロープ途中で急停止する現象が見られ、急停止によって利用者が落下するなどの危険な状況が想定されたため使用を停止することとし、同日に使用禁止の看板を掲示したものであります。

○松井委員

今のお答えで、令和5年ということで、今年だということなので、随分と住民の方は何年も使えないというふうに感じていた、この住民の方の期間が少し違っているようではありますが、それだけ待つ気持ちが強いのかなというふうにも思うのですが。

子供たちは、いつまで待てばいいのというふうに言っているそうです。もう少し待ってねというのは、いつまで待てばいいのでしょうか。もしめどが分かれば、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

ロープウェイ遊具の修繕につきましては、部品手配に1か月かかり、10月末までには修繕したいと考えております。

○松井委員

10月末ということでは言っていましたので、めどがつかしましたので、住民の方もそこまで待てばいいのだなというふうに安心したのかというふうに思います。

ほかの公園でも壊れて使用禁止になっている遊具があると思うのです。どこの公園のどの遊具を優先的に整備していくとか、修復のめどとか周知方法、そういう考え方があればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

遊具の修繕などの予定につきましては、第2次小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に行う方針といたしまして、令和5年度から令和14年度までの10年間で82公園の遊具の更新を行うこととしております。

そのほかには、毎年実施する点検の結果に応じて修繕を実施することとなりますが、計画的に修繕を実施することは困難であり、状況によっては修繕の実施が翌年度となることも考えられます。

○松井委員

82公園、その中で長期的なもの、そして、毎年更新していくものがあるというのが分かりました。

日本共産党としては、総合公園と同じように身近な公園もしっかりと整備していくことが必要ではないかというふうに考えていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

総合公園以外の公園につきましては、第2次小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新を継続してまいりたいと考えており、公園利用者のニーズに応じて再整備を検討してまいりたいと考えております。

○松井委員

ニーズに応じてというお答えがありました。総合公園を充実させるということは、第2次小樽市緑の基本計画にもありますように、緑を生かした快適・安心な小樽のまちづくり、また、地球温暖化抑制のためにも大変重要なことだと思っています。公園についての要望は幅広いものがありますし、財政的なこともあって大変な事業だとは思いますが、住民の大きな関心事です。

そして、子供期の時間は限られていまして、子供は何年も待てないというのもありますので、第7次小樽市総合計画、第1のテーマで掲げているように、地域全体で子育てを支援、子どもを守り育てる環境を整えるという観点からも、日常的に子供同士で気軽に来て遊べる公園、小さい子供と散歩しながら立ち寄ることができるような、そんな公園、そんなニーズに応えられる近所の身近な公園の整備をぜひ計画的に進めていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問は終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。